

報 告

令和6年度定時総会が去る6月14日(金)三原市芸術文化センターポポロにおいて開催しました。

会員総数757名のうち、出席者数は会員数528名(うち委任状提出者416名)でした。

事務局の司会で進行し、首尾木春樹理事長の開会の挨拶で始まり、議長選出に移り新谷利寛会員を議長に選出しました。事務局から出席会員が定足数に達し、本総会が成立したとの報告をし議事に入りました。議案は次のとおりです。

第1号報告 令和5年度収支補正予算について

第1号報告「令和5年度収支補正予算について」事務局から財務規程14条の規定に基づき、2回の補正を行った内容の報告をしました。

第1号議案 令和5年度事業報告について 第2号議案 令和5年度収支決算について

第1号議案「令和5年度事業報告について」と第2号議案「令和5年度収支決算について」は関連が深いため一括して上程され、事務局より提案説明を行いました。令和5年度事業報告については、令和5年10月からインボイス制度が導入されたことで新たに消費税の負担が増え、令和4年度からの事務費15%の改定に加え、配分金に含まれる交通費にも15%の事務費を発注者からいただくよう改定し経営の改善を図りましたが、昨年同様に受注件数及び契約金額とも前年度を下回る結果となりました。

会員数は、退会者が入会者を上回ったため、残念ながら871人の目標には遠く及ばなかったと報告をしました。

また、令和5年度は国庫補助金の内示額が減額されたため、新たな国庫補助メニューとしてフリーランス新法に備えて「スマホ講習会」を開催し、前年度と同額の補助金額の確保を図りました。

令和5年度収支決算について、経常収益は324,000,629円、経常費用は321,719,648円で、当期経常増減額2,280,981円の黒字となりました。また、当期一般正味財産は、1,928,600円の増額となったことを説明しました。

会員から事業費の科目「諸謝金」には、人件費が含

まれているのかとの質問があり、事務局から嘱託職員の給与が含まれている。これについては、県連合会に確認し令和6年度予算からは給与手当に変更して計上すると回答しました。

他に質問・意見等がないため質疑を終結し採決した結果、議案は原案のとおり承認されました。

第3号議案 役員の報酬等及び費用に関する規定の一部改定について

第3号議案「役員の報酬等及び費用に関する規定の一部改定について」事務局から規程の一部を改定する説明をし、採択した結果、原案のとおり承認されました。

第2号報告 令和6年度事業計画について 第3号報告 令和6年度収支予算について

理事会において承認された第2号報告「令和6年度事業計画について」及び第3号報告「令和6年度収支予算について」は関連があるとして、事務局から一括して説明を行いました。

令和6年度事業計画については、経営基盤の強化のため、配分金の改定とともに、引き続き15%の事務費を発注者の方からいただくことといたしました。

また、フリーランス新法がこの秋から施行され、今後は見積金額と請求金額が同額となる契約を結ぶ必要があるため、令和7年度に向けて現在の契約方法の見直しをしていきます。

会員の拡大については最重要課題であり、今年度も令和2年度末の871人を目標とします。

適正就業については請負契約の内容を点検し、必要に応じて発注者と協議し派遣契約に切り替えます。また、引き続き長期継続就業者の交代やワークシェアリングを行い、公平・公正な就業に取り組んでいくと説明をしました。

次に、令和6年度収支予算について経常収益398,300,000円経常費用も同額計上し、前年度との比較は874,000円減額としているとの説明をしました。

質疑に入ったところ、会員から「夏向き通気孔付きヘルメット」の斡旋をやめたのは何故かとの質問があり、事務局からインターネットや市内の量販店で購入可能のためと説明しました。他に質問・意見等がないため質疑を終結し、報告を終了しました。

フリーランス新法の制定を踏まえて就業機会の提供に関する 契約関係を見直します

令和5年5月12日に【フリーランス新法(特定委託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)】が公布されました。

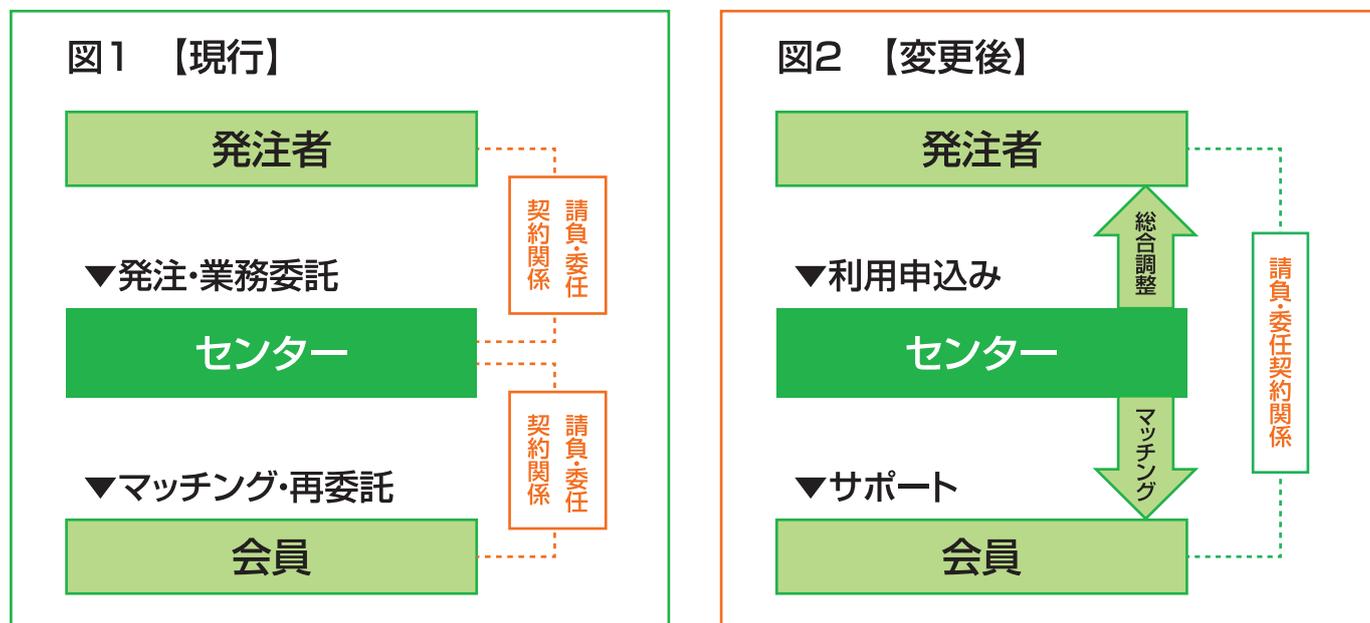
この法律の趣旨を踏まえ、またフリーランス新法の施行(令和6年11月)を見据え、会員の皆さまが請負・委任の形態で就業する契約について、当センターでは令和7年度から契約方法の見直しを行う予定です。

現在の発注者から受託した仕事を会員の皆さまに再委託する契約方法では、発注者と会員の皆さまとの間で直接的な契約が締結されていません。このため、会員の皆さまがフリーランス新法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

形式的には発注者と会員の皆さまとの間で契約関係が生じることとなりますが、実務面では基本的に現在と変わるところはありません。会員の皆さまは今までとおりに就業して頂き、何かお困りのこと等があれば遠慮なく担当職員にご相談ください。

会員の皆さまにおかれましては見直しへのご理解をお願いします。

■ 見直しのイメージ



フリーランス新法とは?

個人が事業主(特定受託事業者いわゆるフリーランス ※会員の皆さまも該当します。)として受託した業務に安心・安全に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者(特定業務委託事業者いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)やその他の事項の明示が義務付けられています。